

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

H29. 2. 8現在

NO	項目	質問内容	回答
1	サービスについて	認知症対応型通所介護も、総合事業に移行するのか？	総合事業に移行するサービスは、介護予防訪問介護と介護予防通所介護です。地域密着型サービスの認知症対応型通所介護は、移行しません。
2	基本チェックリストについて	新規の方（認定をお持ちでない方）は、基本チェックリストを受けることができないのか？	本町の場合、基本チェックリストを受けられる対象者を要支援認定をお持ちの方としておりますので、新規の方（認定をお持ちでない方）が総合事業の利用を希望される場合、まず要支援の認定申請を行っていただく必要があります。
3	事業対象者について	現在、要支援の認定を受けている方が、事業対象者となるにはどうすればいいのか？	基本チェックリストを受けていただき、該当となれば事業対象者となります。また、基本チェックリストの実施期間は、有効期間満了日の60日前から有効期間満了日までです。なお、事業対象者の有効期間は、要支援の有効期間満了日の翌日から2年間です。
4	サービスコード表について	事業所説明会において示されたサービスコード表については、確定したものと理解してよいか？	確定しています。なお、本町のサービスコード表は、国の基準と同等です。
5	報酬の算定について （訪問型サービス）	総合事業（平成29年4月1日以降のサービス提供分）については、1回当たりの報酬単価を設定しているが、週1回程度の利用者に対し、1月に4回までサービスを提供した場合は、266単位×回数で算定し、5回提供した場合は、1,168単位/月で算定するという理解でよいか？	お見込のとおりです。ご質問のように1月に4回までの利用の場合は、その利用実績により、5回利用の場合は、月額包括報酬で算定します。
6	報酬の算定について （通所型サービス）	NO. 5の質問と同様の趣旨だが、要支援1の利用者に対し、1月に4回までサービスを提供した場合は、378単位×回数で算定し、5回提供した場合は、1,647単位/月で算定するという理解でよいか？	NO. 5の回答と同様に、1月に4回までの利用の場合は、その利用実績により、5回利用の場合は、月額包括報酬で算定します。